

令和4年度

健全化判断比率

及び資金不足比率

審査意見書

十和田市監査委員

十市監委第 60 号  
令和 5 年 8 月 29 日

十和田市長 小山田 久 様

十和田市監査委員 久保 光造

十和田市監査委員 岩間 貴

令和 4 年度健全化判断比率及び資金不足比率  
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条  
第 1 項の規定に基づき審査に付された令和 4 年度健全化判断比率及び  
資金不足比率を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

# 目 次

|  |   |
|--|---|
| 令和4年度健全化判断比率審査意見書 .....                | 1 |
| 令和4年度十和田市水道事業会計<br>資金不足比率審査意見書 .....   | 3 |
| 令和4年度十和田市下水道事業会計<br>資金不足比率審査意見書 .....  | 4 |
| 令和4年度十和田市病院事業会計<br>資金不足比率審査意見書 .....   | 5 |
| 令和4年度十和田市温泉事業特別会計<br>資金不足比率審査意見書 ..... | 6 |

# 令和4年度健全化判断比率審査意見書

## 1 審査の概要

### (1) 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

### (2) 審査の期間

令和5年7月12日から令和5年8月3日まで及び令和5年8月29日

### (3) 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数の正確性を検証し、適正であるかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の結果及び意見

### (1) 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

| 比率名      | 健全化判断比率 |        | 早期健全化基準 |         |
|----------|---------|--------|---------|---------|
|          | 令和4年度   | 令和3年度  | 令和4年度   | 令和3年度   |
| 実質赤字比率   | —       | —      | 12.58 % | 12.55 % |
| 連結実質赤字比率 | —       | —      | 17.58 % | 17.55 % |
| 実質公債費比率  | 8.6 %   | 7.8 %  | 25.0 %  | 25.0 %  |
| 将来負担比率   | 29.6 %  | 20.5 % | 350.0 % | 350.0 % |

備考 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の欄の「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表している。

## (2) 審査の意見

### ① 実質赤字比率について

令和4年度における実質収支額は黒字となっており、財政運営は良好な状況であると認められる。

しかし、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が91.2%と財政硬直化要注意ラインの85%を超えているため、総じて厳しい財政状況にある。今後も早期健全化基準を上回らないよう財政運営を行っていただきたい。

### ② 連結実質赤字比率について

令和4年度における連結実質収支額は黒字となっており、財政運営は良好な状況であると認められる。今後も早期健全化基準を上回らないよう財政運営を行っていただきたい。

### ③ 実質公債費比率について

令和4年度における実質公債費比率は、前年度より0.8ポイント上昇して8.6%となっているが、早期健全化基準の25.0%を下回っていることから、財政運営は良好な状況であると認められる。今後も早期健全化基準を上回らないよう財政運営を行っていただきたい。

### ④ 将来負担比率について

令和4年度における将来負担比率は、前年度より9.1ポイント上昇して29.6%となっているが、早期健全化基準の350.0%を下回っていることから、財政運営は良好な状況であると認められる。今後も将来負担を勘案した健全な財政運営に努められるよう望むものである。

# 令和4年度十和田市水道事業会計 資金不足比率審査意見書

## 1 審査の概要

### (1) 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### (2) 審査の期間

令和5年7月12日から令和5年8月3日まで

### (3) 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の結果及び意見

### (1) 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

| 比 率 名  | 令和4年度 | 令和3年度 | 経営健全化基準 |
|--------|-------|-------|---------|
| 資金不足比率 | —     | —     | 20.0 %  |

備考 表中の「—」は、資金の不足額がないことを表している。

### (2) 審査の意見

令和4年度の資金不足比率は、令和3年度と同様、実質収支額が黒字であるため発生していない。

# 令和4年度十和田市下水道事業会計 資金不足比率審査意見書

## 1 審査の概要

### (1) 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### (2) 審査の期間

令和5年7月12日から令和5年8月3日まで

### (3) 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の結果及び意見

### (1) 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

| 比率名    | 令和4年度 | 令和3年度 | 経営健全化基準 |
|--------|-------|-------|---------|
| 資金不足比率 | —     | —     | 20.0 %  |

備考 表中の「—」は、資金の不足額がないことを表している。

### (2) 審査の意見

令和4年度の資金不足比率は、令和3年度と同様、実質収支額が黒字であるため発生していない。

# 令和4年度十和田市病院事業会計 資金不足比率審査意見書

## 1 審査の概要

### (1) 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### (2) 審査の期間

令和5年7月12日から令和5年8月3日まで

### (3) 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の結果及び意見

### (1) 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

| 比率名    | 令和4年度 | 令和3年度 | 経営健全化基準 |
|--------|-------|-------|---------|
| 資金不足比率 | —     | —     | 20.0 %  |

備考 表中の「—」は、資金の不足額がないことを表している。

### (2) 審査の意見

令和4年度の資金不足比率は、令和3年度と同様、実質収支額が黒字であるため発生していない。



# 令和4年度十和田市温泉事業特別会計 資金不足比率審査意見書

## 1 審査の概要

### (1) 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### (2) 審査の期間

令和5年7月12日から令和5年8月3日まで

### (3) 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の結果及び意見

### (1) 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

| 比率名    | 令和4年度 | 令和3年度 | 経営健全化基準 |
|--------|-------|-------|---------|
| 資金不足比率 | —     | —     | 20.0 %  |

備考 表中の「—」は、資金の不足額がないことを表している。

### (2) 審査の意見

令和4年度の資金不足比率は、令和3年度と同様、実質収支額が黒字であるため発生していない。